

新宿区教育委員会会議録

平成22年第4回定例会

平成22年4月9日

新宿区教育委員会

## 平成22年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成22年4月9日(金)

開会 午後 2時09分

閉会 午後 3時36分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	教 育 長	石 崎 洋 子

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	向 隆 志
文 化 観 光 国 際 課 長	山 田 秀 之	統 括 指 導 主 事	工 藤 勇 一

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎	管 理 係 主 査	

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第22号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第23号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第24号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第25号 新宿区指定文化財の指定について

### 選挙

- 日程第5 新宿区教育委員会委員長の選挙について
- 日程第6 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

### 報告

- 1 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について（教育政策課長）
- 2 平成21年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について（教育指導課長）
- 3 「教育相談室」と「新宿子どもほっとライン」の連携について（教育指導課長）
- 4 平成22年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について（学校運営課長）
- 5 平成22年度新宿区立幼稚園及び子ども園児数について（学校運営課長）
- 6 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について（中央図書館長）
- 7 その他

開 会

白井委員長 ただいまから平成22年新宿区教育委員会第4回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

議案第22号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

議案第23号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

議案第24号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

議案第25号 新宿区指定文化財の指定について

白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第22号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 議案第23号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 議案第24号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 議案第25号 新宿区指定文化財の指定について」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、第22号議案から第25号議案について御説明いたします。

第22号議案の「新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」ですが、こちらはあいじつ子ども園の設置に伴いまして、愛日幼稚園の廃止及びその同園で行っていた預かり保育、給食の提供を廃止したため、関係規定を整備するものです。

詳細は新旧対照表のとおりでして、関係条文及び手続関係の様式のうちから、それぞれに関連する記載を削除するものです。施行日は公布の日です。

次に、第23号議案の「新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」ですが、地域協働学校運営協議会設置に伴い、同協議会委員の報酬を月額2,000円で別表に新設するものです。施行日は公布の日、平成22年4月1日から適用するものです。

次に、第24号議案の「新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」ですが、あいじつ子ども園の設置に伴い、区長の補助機関である職員、これは子ども家庭部に補助執行させている保育の実施の申し込み等の事務について、「四谷子ども園」との規定を「子ども園」の規定に改め、あいじつ子ども園を含めた規定にするものでございます。施行日は公布の日、平成21年12月16日に入園募集を開始しておりますので、その日から適用とするものでございます。

次に、第25号議案の「新宿区指定文化財の指定について」ですが、新宿区文化財保護審議会から答申のあった佐伯祐三アトリエの地を指定文化財として指定するためです。詳細については、文化観光国際課長から補足説明させていただきます。

文化観光国際課長 それでは、資料に基づきまして、物件の説明等について御説明させていただきます。

今回、文化財の指定について御審議いただきますのは、種別としては新宿区の指定史跡となるものでございます。名称については、資料記載の佐伯祐三アトリエの地、所在については中落合二丁目4番でございます。

物件の説明の前に、まずはお手元に資料でこうしたリーフレットが御用意してあるかと思っております。こちらに画家としての佐伯祐三の人となりですとか年譜というようなものを載せておりますので、それについてはこちらをご覧くださいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、物件の説明に入らせていただきます。

この中落合二丁目の4番というところでございますけれども、近代日本を代表する洋画家の一人、佐伯祐三がこちらに住み、そして創作活動を行ったという場所でございます。この地は、佐伯という画家、30歳という若さで亡くなっておりますが、その後も夫人の米子さんがお住まいになりまして、昭和47年に亡くなるまで居住をしたという場所でございます。

その後、区が土地・建物を購入して、昭和50年に区立佐伯公園として整備、開園させていただきます。また、今月、4月28日からは新宿区立の佐伯祐三アトリエ記念館がオープンするという土地になってございます。

文化財としての指定理由ですけれども、佐伯が下落合に居住したというのは極めて短い期

間ですけれども、この日本において唯一の創作活動の拠点となった地である。そうした中で、日本近代洋画史上も、また新宿の歴史や風土を理解する上でも、その持つ意味というものは極めて大きくて貴重な場所である。こうした御判断を文化財の保護審議会からいただきまして、本日お諮りするものでございます。また、決定後の取り扱いについては資料記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

説明については以上です。

教育政策課長 先ほど申し述べるのが漏れましたが、第22号議案の「新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」ですが、こちらの新旧対照表に様式例が出ております。様式例第7号様式、第14条関係でございますが、改正案のところの下の欄のほうの免除決定日のところの「日」に下線がついてございますが、こちらは誤記でございますので、誤記である旨御報告申し上げます。

白井委員長 説明が終わりました。

議案第22号について御意見、御質問をどうぞ。

〔特にありませんの発言〕

白井委員長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第22号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第23号について御意見、御質問をどうぞ。

松尾委員 この地域協働学校運営協議会委員の報酬月額2,000円というものは、新規のものだと思いますが、新規のものの月額を決定するに当たって、どのような考え方で決まっていたのでしょうか。

教育指導課長 昨年も委員の皆様方からいろいろな御意見をいただいて、高いほうがいいのではないかというような御意見を賜ったと思います。事務局でもいろいろと議論したところでございますけれども、同じような、いわゆる学校と地域を結ぶ役割として、スクールコーディネーターという者がおります。週に1回程度で、ということは月に4回来てくれているわけでございますけれども、月額が8,200円という金額でございます。

そういう中で、月1回程度会合を開く、学校運営協議会を開くといった点でいきますと、2,000円ぐらいというところが一つ想定できると思います。

また、他区市を見ましても日額2,000円、1回2,000円、あるいは月額2,000円、あるいは

1,500円、1,000円、そんなようなところが多くございました。もちろん一番高いところは、1区日額1万5,000円というところもございましたけれども、多くの区、市の状況、そして先ほど申し上げたような本区で取り組んでいる、そんなスクールコーディネーター等のことも勘案して、適切な金額ではないかということで設定したところでございます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第23号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号について御意見、御質問をどうぞ。

子ども園が複数になるということで、統一的名称にするということですので、よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 では、特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第24号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号について御意見、御質問をどうぞ。

松尾委員 佐伯祐三アトリエの地という名称になっておりますけれども、これは実態としては土地を意味するものなのか、土地・建物等も総称したものなのか、そのあたりを御説明願えますでしょうか。

文化観光国際課長 基本的には土地を意味するものでございます。アトリエはお手元にあります、こういうリーフレットの形で、非常にある意味、象徴的なものがあるのですが、経年劣化が非常にありまして、大幅に手が入っているというようなところもありまして、基本的には土地という部分について文化財として指定をしていきたい、そういうような考え方に立ってございます。

松尾委員 所有者は新宿区ということになっておりまして、決定後の取り扱いによれば、告示後、本文化財の所有者に指定書を交付するということになるかと思いますが、そうしま

すと、教育委員会から新宿区に指定書を交付するということになるのでしょうか。

文化観光国際課長 教育委員会が新宿区長に対してという形になります。過去にも史跡としての夏目漱石終えんの地ということで、漱石公園などがこのような先例として交付した事例などもございますので、あわせて御紹介させていただきます。

松尾委員 この場所は佐伯公園として整備されていたものだと思いますが、佐伯公園というものの自体は今後も継続されるのでしょうか。

文化観光国際課長 公園については法的な性格を含めて、そのまま引き続き維持されていきます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

〔なしの発言〕

白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第25号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

#### 新宿区教育委員会委員長の選挙について

白井委員長 次に、選挙を行います。

「日程第5 新宿区教育委員会委員長の選挙」を行います。

委員長の選任について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 日程第5は、現委員長の任期が5月1日をもって満了し、教育委員会の設置を定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条第1項の規定に基づき、5月2日より就任する委員長を教育委員会で選挙するというものです。

なお、同項に「教育長に任命された委員を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならない」と規定されてございますので、教育長以外の委員の中から選挙していただくというものです。

新たに選任される委員長の任期は、同法第12条第2項に1年と定められておりますので、平成22年5月2日から平成23年5月1日までとなります。

選挙の方法ですが、新宿区教育委員会会議規則第6条の規定により、単記無記名投票が原



則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。単記無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。

また、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選者と定めるべきかどうかを会議に諮り、被指名人を除いた出席委員の全員の同意があった者をもって当選者といたします。

なお、この単記無記名の場合で推薦した場合ですが、前回の教育委員会では同数の場合はくじでもって行うということを追加させていただいております。

以上でございます。

白井委員長 それでは、委員長の選挙を行います。

選挙方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りいたします。

御発議のある方はどうぞ。

松尾委員 選挙は指名推選で行うことを提案いたします。

白井委員長 ただいま松尾委員より指名推選の御提案がありました。

指名推選により行うということよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 異議なしと認め、委員長の選挙は指名推選により行います。

指名推選について御発言のある方はどうぞ。

松尾委員 委員長には羽原委員を推薦いたします。

白井委員長 ただいま羽原委員が指名推選されました。ほかに御発言のある方はどうぞ。

〔ありませんの発言〕

白井委員長 それでは、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推選のとおり羽原委員を委員長に決定することに同意される方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

白井委員長 それでは、被指名人を除き、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第5 新宿区教育委員会委員長の選挙について」は、羽原委員で決定いたしました。

新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

白井委員長 次に、「日程第6 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

委員長職務代理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 日程第6は、委員長職務代理者の指定に関するもので、職務代理者の任期は、去る3月26日の臨時教育委員会において議決されました、新宿区教育委員会会議規則の一部改正によりまして1年、ただし現在の委員長職務代理者の任期は、次の委員長が就任するときまでとされました。

日程第5の委員長選挙により、次の委員長が平成22年5月2日に就任することが決まり、職務代理者の任期が満了いたしますので、改めて職務代理者を指定していただくものです。

今回指定を行う委員長職務代理者の任期は、平成22年5月2日から平成23年5月1日までとなります。

指定方法は、委員長選挙と同様に単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推選をもって投票にかえることができます。

以上です。

白井委員長 それでは、委員長職務代理者の指定を行います。

指定方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、指定方法についてお諮りいたします。御発議のある方はどうぞ。

石崎教育長 指定は指名推選で行うことを提案いたします。

白井委員長 ただいま石崎教育長より指名推選の提案がありました。

指名推選により行うということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 異議なしと認め、委員長職務代理者の指定は指名推選により行います。

指名推選について、御発言のある方はどうぞ。

石崎教育長 委員長の御推薦で指定してはいかがでしょうか。

白井委員長 石崎教育長より私の推薦で指定を行う提案がありましたが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、私は委員長職務代理者に松尾委員を推薦いたしますが、ほかに御発言がある方はどうぞ。

〔ありませんの発言〕

白井委員長 では、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推選のとおり松尾委員を委員長職務代理者に決定することに同意される方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

白井委員長 それでは、被指名人を除き、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第6 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について」は、松尾委員で決定いたしました。以上で本日の選挙は終了いたしました。

報告1 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について

報告2 平成21年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について

報告3 「教育相談室」と「新宿子どもほっとライン」の連携について

報告4 平成22年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について

報告5 平成22年度新宿区立幼稚園及び子ども園児数について

報告6 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

まず、報告1から報告6までについて、一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 私からは、教育委員会事務局幹部職員の人事異動について御報告させていただきます。お手元の報告1の資料をご覧ください。

まず、教育委員会の事務局次長に蒔田正夫、選挙管理委員会事務局長からの転任でございます。

続きまして、教育委員会事務局副参事（学校適正配置担当）に向隆志、福祉部高齢者サービス課サービス係長からの昇任でございます。

なお、小柳俊彦事務局次長は福祉部長に転任し、遠藤剛事務局副参事（学校適正配置担当）は落合第二特別出張所長に転任しております。

次に、指導主事について御紹介させていただきます。

教育政策課統括指導主事、教育指導課の統括指導主事からの異動でございます。工藤勇一でございます。

次に、教育指導課統括指導主事に小坂和弘、文京区立窪町小学校副校長からの転入でございます。

次に、教育指導課指導主事、八尋崇、目黒区立烏森小学校主幹教諭からの転入でございます。

また、指導主事で小林力、新宿区立早稲田小学校主幹教諭からの異動でございます。

なお、石村康代統括指導主事は日野市立日野第三中学校長へ、また指導主事であった福留正也は港区立南山小学校副校長へ、また指導主事であった佐藤郁子につきましては、北区立神谷小学校の副校長に転出しております。

私からは以上でございます。

教育指導課長 私からは、報告の2と3につきまして御報告申し上げます。

まず2でございます。「平成21年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰」につきましてでございます。これにつきましては、去る3月16日に教育長より分庁舎6階におきまして表彰を行わせていただいたものでございます。団体が1件、そして個人が今回は中学生のみ6件でございます。

まず、団体の部でございますけれども、新宿区立牛込第三中学校吹奏楽部でございます。昨年夏に行われました第49回東京都中学校吹奏楽連盟主催のコンクールにおきまして金賞、そして第43回東京都中学校アンサンブルコンテスト、管楽八重奏で銀賞をとりまして、その他、区内のさまざまなイベントに参加し、地域に貢献したというものでございます。

続きまして、個人の部でございます。

まず、1点目は、新宿区立新宿中学校の小野寺さくらさんです。小野寺さんは平成19年度より東京知的障害バレーボール連盟の代表チームに所属いたしまして、平成21年度第9回全国障害者スポーツ大会「トキめき新潟大会」バレーボール競技におきまして、知的障害者の部、女子で見事優勝したというものでございます。

次に、2点目は新宿区立新宿中学校の小島百那さんでございます。小島さんは本区の読書感想文コンクールで区長賞を獲得いたしまして、全国学校図書館協議会主催の第55回青少年読書感想文東京都コンクールに作品を上げましたところ、東京都でも最優秀賞を獲得したというものでございます。なお、全国の部では入選でございました。

次に、3点目は新宿区立西戸山中学校の牧野紗依さんでございます。牧野さんは東京都産業教育振興会主催の平成21年度作文コンクール中学校の部で応募者161名のうち、最優秀賞を獲得したというものでございます。

次に、4点目は新宿区立西戸山中学校の原語さんでございます。原さんは平成20年度実用数学技能検定で高校三年生程度の準1級に合格したというものでございます。原さんは全国

の受験者、成人を含む2,361名の中で卓越した成績をおさめ、文部科学大臣賞も受賞しております。

次に、5点目は新宿区立西戸山中学校の宍戸小百合さんです。宍戸さんは日本財団日系留学生会主催の第1回「私のせかい・自分のメリーとは」絵画コンテスト青年部門で応募点数340点のうち最優秀賞を獲得したというものでございます。

最後に、6点目は新宿区立西新宿中学校の竹村絵梨奈さんでございます。竹村さんは平成21年度の中学校の「税についての作文」で応募点数54万2,889点のうち、150点に入る財団法人大蔵財務協会理事長賞を獲得したというものでございます。

なお、この表彰の結果につきましては、直後に教育委員会のホームページにおいて写真入で紹介させていただきましただけで、4月25日号の「しんじゅくの教育」でも掲載されることになってございます。

以上が報告の2でございます。

続きまして、報告の3に移らせていただきます。

「教育相談室」と「新宿子どもほっとライン」の連携についての御報告でございます。

新宿区立学校の児童・生徒さんや保護者からの各種相談につきましては、教育センターの教育相談室で対応してきたところでございますけれども、平成18年に全国でいじめによる自殺をほのめかす手紙が、行政機関や相談機関に相次いで届けられたことを受けまして、同年12月に緊急措置といたしまして、教育相談室とは別に「新宿子どもほっとライン」を立ち上げまして対応してきたところでございます。

昨年度の実績といたしましては、土日祝日を含めまして、毎日昼の12時から夜の10時まで相談対応を行い、昨年度1年間で約200件強の電話相談、手紙相談を受けてきたところでございます。

なお、教育相談室では、月曜から金曜までの朝9時から夕方5時まで電話相談と面接相談、そして面接相談につきましては、木曜日は6時まで相談を受けてきたところでございます。しかしながら、開設当初から月曜から金曜の昼12時から5時までの時間帯につきましては、2つの相談機関が重なっていたということ、そして相談状況を見ますと、日中の時間帯は大人からの相談、具体的に言いますとお母さんでございます。やはり家にいらっしゃるということで、お母さんからの相談が主であったということ、そしてこの時間の相談内容が喫緊の対応が求められる相談というよりは、育児やしつけの相談などもあり、教育相談室で受けたほうが効果的であると思われる場合もあったところでございます。

そこで、相談機関の重なりをなくすとともに、これらの相談状況を踏まえまして、教育相談室とほっとラインを一層連携させることにより、より充実した相談体制を確立することといたしました。具体的には、所管を教育相談室に一本化いたします。

つまり、従来は教育相談室とほっとライン、それぞれが独自に相談対応を行いまして、教育指導課に報告を上げておりましたけれども、今後は相談対応をすべて、一度教育相談室で一括把握いたします。そして、継続相談が必要な事例は教育相談室で、学校に直接連絡するなどの対応が必要な場合は、教育指導課担当指導主事へつなげるという形にいたします。

また、2カ所の相談機関が重なっていた平日の12時から5時までの対応につきましては、教育相談室のみといたします。児童・生徒への周知につきましては、学校を通しまして、区立学校の全児童・生徒さんへ周知用カードを配布いたしました。また、区立学校以外のお子さんへはホームページに掲載したところでございます。

さらに、今後は児童館、図書館、特別出張所へも配布する予定でございます。

また、今現在、周知用ポスターを作成しておりまして、これができ次第、幅広く関係部署に配布して掲示をお願いしたいと思っておりますのでございます。

以上で報告3を終わらせていただきます。

学校運営課長 それでは、私からは2点御報告をさせていただきます。

まず、「報告の4 平成22年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について」でございます。

お手元の資料をご覧くださいと思います。なお、資料につきましては、4月1日現在の児童・生徒数を記載しております。時間の都合もございましたので、概略を御説明いたします。

まず、小学校の通常学級についてでございますが、児童数の合計は7,971人、前年に比べまして51人の増となっております。

次に、学級数についてですが、276学級で、こちらにつきましては前年に比べ1学級の減となっております。

なお、学校により若干の変化がございますので御説明いたします。

学級数が増えた学校につきましては、津久戸小学校、愛日小学校、四谷小学校、落合第一小学校の4校で、学級数が減った学校につきましては、市谷小学校、早稲田小学校、大久保小学校、落合第三小学校の4校となっております。

次に、中学校の通常学級についてでございます。生徒数の合計は2,743人、前年に比べまして90人の減となっております。学級数につきましては、83学級で前年に比べまして4学級

の減となっております。

学級数が増えた学校につきましては、西戸山中学校の1校でございます。学級数が減った学校につきましては、牛込第二中学校、四谷中学校、西早稲田中学校、落合第二中学校、西戸山第二中学校の5校となっております。

なお、昨年度に引き続き、新1年生の入学生がゼロとなりました西戸山第二中学校についてですが、平成22年度の新1年生の学級編制は行わないことといたしまして、既に昨年度、臨時の教育委員会で御承認いただきましたが、新宿区立の学校通学区域に関する規則の改正を行いまして、平成22年度の西戸山第二中学校通学区域の第1学年の学齢生徒に対しましては、西戸山中学校を就学すべき学校として指定したものでございます。

次に、特別支援学級・特別支援学校についてでございます。なお、こちらの表の中、小学校の部分では6番と7番、中学校では4番と5番、それぞれ通級学級がございしますが、こちらに関しましては、学級数のみ合計欄に加算されております。お子様たちは普通学級に籍を置いて通われているということから、人数に関しましては、上のそれぞれ小学校、中学校の普通学級の中でカウントをしているものでございます。

また、小学校の学級数についてですが、愛日小学校と新宿養護学校の訪問学級のところで、前年に比べまして各1学級の減、それから東戸山、花園、落合第二の各小学校で、各1学級の増となっております。児童数では固定学級で14人の増、通級学級におきましては4人の増という状況でございます。

次に、中学校でございます。学級数につきましては、新宿中学校と落合第二中学校、それから新宿養護学校の肢体不自由と訪問学級で合わせて5学級の減、それから牛込第三中学校で今年度新たに通級指導学級たちばな学級が1学級開設されたことによる1学級増という状況でございます。

生徒数では、固定学級で13人の減、通級学級におきまして16人の減という状況でございます。

最後に、大久保小学校に設置されております日本語学級についてでございますが、全体の児童数は32人で、昨年に比べ4人の減という状況でございます。

次に、報告の5、平成22年度新宿区立幼稚園及び子ども園の園児数について御報告いたします。

資料につきましては、先ほど小・中学校と同様、4月1日現在のものでございます。

まず初めに、区立幼稚園についてですが、右端の合計欄をご覧いただきたいと思っております。

区立幼稚園、今年度は20園でございます。学級数の合計は51学級となり、昨年と比較して6学級の減となっております。

これは2月の文教委員会で御報告いたしましたが、戸山幼稚園と柏木幼稚園の4歳児で学級編制ができなかったことと、愛日幼稚園が子ども園となったことによる減でございます。したがって、学級編制時から特に変化はございません。

次に、定員でございます。定員につきましては1,361人、昨年と比較して136人の減となりました。これは先ほどの学級数の減に伴うものでございます。

園児数につきましては874人、昨年同時期と比較いたしますと107人減少しております。定員充足率につきましては64.2%になりまして、昨年度より1.3ポイント減少したというところでございます。

次に、子ども園についてです。今年度、あいじつ子ども園が開園したことによりまして、子ども園は2園となりました。学級数は4学級増の8学級、定員は220人、園児数は197人となり、定員充足率は89.5%となっております。

なお、参考までに、四谷子ども園とあいじつ子ども園のゼロ歳から3歳までのお子さんの状況につきましてですが、定員数はほぼ埋まっているという状況を保育課から聞いているところでございます。

報告は以上です。

中央図書館長 それでは、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について御報告をさせていただきます。

お手元の資料、報告6をご覧ください。

去る3月26日に、新宿区子ども読書活動推進会議が開催されまして、第二次新宿区子ども読書活動推進計画における数値目標の平成21年度、平成21年2月から平成22年1月までの進捗状況を報告したものでございます。

平成20年3月に策定した第二次新宿区子ども読書活動推進計画では、子どもの読書活動についても5つの数値目標を定めております。計画の取り組みの成果を数値としてとらえ、客観的に評価するということで、数値目標の達成状況を把握することにしております。数値目標や平成21年度の達成状況について御説明させていただくものでございます。

初めに、区立図書館の子どもの延べ利用人数で、これは平成19年3月末、計画策定時の基準値ですけれども、小学生以下8万6,375人、中学生1万1,039人ということで、合計9万7,414人、これを基準値としております。



これを平成24年1月末の目標値では、それぞれ18%増という目標値を定めておりました。そして、平成22年1月末の現在値では、小学生以下9万9,920人、中学生1万3,510人ということで、小学生が15.7%の増、中学生については22.4%の増ということで、合計では16.4%の増となったものでございます。

2番目の区立図書館における年間貸し出し冊数の増加という項目では、計画策定時の基準値としては、小学生以下34万6,000冊、中学生3万冊、合計37万6,000冊という基準値です。目標値では、平成24年1月末に4%増の目標値を置いておりました。平成22年1月末の現在値では小学生以下が8.7%増、中学生が14.4%の増ということで、合計では9.2%の増になったものでございます。

3番目の区立図書館における団体貸し出しの利用率の増加でございますけれども、計画策定の基準値では57.7%と定めておりました。目標値では平成24年1月末に78%まで高める目標値を定めましたが、平成22年1月末では68.1%になったというものでございます。

4番目の区立図書館における団体貸し出し冊数の増加ですけれども、計画策定基準値2万9,759冊、これを平成24年1月末の目標値では、28%増の目標値を定めましたが、平成22年1月末では10.7%増ということで、3万2,949冊になったというものでございます。

5番目といたしまして、区立小・中学校児童・生徒の不読者率の減少ということで、これは1カ月間で本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合ですけれども、計画策定時の基準値は小学校が9%、中学校が32%、平成24年の1月末の目標値は小学校で5%以下、中学校で20%以下と定めましたが、平成22年1月末では小学校7.7%、中学校27.9%になったというものでございます。

区では、今後も平成23年度の目標値の達成に向けて継続的に取り組みを続けてまいりたい、このように考えております。

以上で報告を終わります。

白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。よろしいでしょうか。

特に、御意見、御質問がないようですので、報告2に移ります。

報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

羽原委員 「トキめき新潟大会」で優勝した小野寺さんは東京都のチームですか。

教育指導課長 そのとおりでございます。東京都のチームに入りまして、1年のときからアタッカーとして頑張っていて、本当に1年後半からはエースアタッカーとして活躍をし

ていたお子さんでございます。

白井委員長 ほかに報告2について、御意見、御質問ありますでしょうか。

では、報告3について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

松尾委員 4番の児童・生徒への周知というところですが、教育相談室と新宿子どもほっとラインをあわせた周知用カードを配付となっておりますけれども、これはあわせた周知用カードがよいのか、それとも別々に配付したほうがよいのか、検討なさいましたでしょうか。

教育指導課長 カードは、裏表になっておりまして、両方ともいじめの相談が受けられますという形での周知を考えまして、実は既に配付をしたところでございます。

また、もう1枚、ポスターにつきましては、大きな判で1枚にしたもので周知をしようと考えているところでございます。

松尾委員 先ほどの御説明ですと、教育相談については子育てについてのお母さんからの相談等もあるということでしたので、若干、性格が異なる部分もあるかと思いましたので、場合によっては別々な周知の仕方がよいかなと思ったのでお聞きした次第でした。

羽原委員 念のためですが、これまでの相談件数実績というか、もし分類的なこともあれば、簡単をお願いします。

教育指導課長 やはり、ほっとラインにつきましては、いじめほっとラインということでございますので、大原則は子どもほっとラインはいじめが主でございます。そして、教育相談室では、さまざま多岐にわたってございます。

ただし、実際そうございましたけれども、そのいじめの相談の中でお子さん自身に関する性格的な問題の御相談、あるいは子育ての相談等々がございました。

子どもほっとラインにつきましては、昨年度、平成21年度につきましては、電話相談自体が約180件強でございます。ただし、そのうち無言電話等もございますので、実際に相談として対応したのは116件ということございました。また、手紙相談として23件ございました。

また、教育相談室では、いわゆる電話相談の関係では200件弱ということでございます。

松尾委員 教育相談室に、お子さんからかかってくるということもあるのでしょうか。

教育指導課長 教育相談室にもちろんかけてよいのですけれども、実際のところは年間に数件しかございません。と申しますのは、やはり9時から5時という時間帯もございまして、その時間帯は、ほっとラインもそうですけれども、お子さんからすると、家に帰ってきて、まだ時間の間がないということで、かけてくる件数として大変少ないのが実態でございます。

松尾委員 しかしながら、場合によっては深刻な相談等もあるかと思しますので、件数が少ないからといって、重要視しなくていいということにはならないと思うので、そのあたりはきっちりやっていただければと思います。

教育指導課長 本当に御指摘のとおりだと思います。いずれにいたしましても、受けるところが12時から5時までにつきましては教育相談室になりますけれども、ほっとラインのときと同じように、緊急の課題のときにはすぐに教育指導課に連絡が来ることになっておりますので、それにつきましては、同じようにこれからも対応していきたいと考えているところでございます。

白井委員長 ほかにありますか。

それでは、私からお聞きします。

実際の相談件数116件ということでしたけれども、学年ごとの把握というのはしていますか。小学校、中学校という分け方でも構いませんけれども。

教育指導課長 大変恐縮でございますけれども、大人と子どもというカウントしかしておりませんので、実際には116件のうち、名前が特定できている方というものももちろんございます。実際には、聞いてほしいという相談が大半でございますので、なかなか匿名が多ございます。

昨年度の場合には、16人につきましては名前をちょうだいいたしまして、対応いたしましたのでわかってございますけれども、基本的にはお聞きするときには、直接のお子さんなのか、大人なのかという、それしかとらえていないわけでございます。

なお、116件のうち、昨年度の場合37件がお子さん直接からの相談であって、79件が大人ということでございました。

白井委員長 あと2点ほど。これは平成18年にちょうど私が就任した年に、特にいじめ問題が全国的に問題になってということで開設されたものですがけれども、まず本来的な部分で学校現場でのいじめの実態というのは、どのような把握がされているのかということが1点と、それから学校現場でいじめに関する取り組みというのは、どのような形でなされているのかということについて、教えていただきたいと思います。

教育指導課長 まず、把握についてでございますけれども、毎月、毎月その把握を各学校でしていただきまして、例月の生活指導主任研修会におきまして、そのデータを私ども教育指導課で集約をしているところでございます。

また、年に2度、東京都でふれあい月間と称しまして把握してございます。実際のところ

は、平成18年度の後、平成19年度におきましては、その段階でいじめの件数の把握の仕方が若干変わった関係で、急激に増えたという実態がございます。三、四倍に増えました。しかしながら、それ以降は年々やはり静まってきたと申しましょうか、減ってきている実態はございます。

ただし、実際に本当にいじめがなくなっているかといいますと、それが小さい、重いということはございますけれども、やはりなかなかなくなるものではないという認識は私どもも持っているところでございます。

そのいじめに対する対策でございますけれども、各学校ともに、昨年も委員の皆様方に出ていただきましたけれども、本当に生徒会でも中学校は相当この間取り組んでくれているところではございます。

ということで、子どもたち、児童会、生徒会での取り組みもございまして、また私ども教育委員会といたしましても、この間御案内のように、スクールカウンセラーを学校に派遣する日数を増やしていくということをとりまして、できる限り多くのお子さんがさまざまな形で相談に乗ってくれる人がいるということを私どもなりにできることをしようということで努めてきたところでございまして、本当にそれが功を奏したとは言えないかもしれませんが、若干この件数が減ってきているという一因としては、そのような取り組みもあったと思っております。

白井委員長 ありがとうございます。いじめについては、多分指針が変わって、いじめは日常茶飯事あるという認識で対応するという事になったと思っておりますけれども、やはり件数ではない、目に見えない部分にも学校現場で目を配っていただけたらと思っております。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

松尾委員 ただいまの件につきまして、いじめと判断する、基準というのは非常に難しいかと思っております。つまり、子どもたちの学校生活の中で、いろいろ友達同士で話をする中で、場合によっては、子どもによっては友達から言われたことを非常に深刻に受けとめて、いじめられたと、あるいは疎外されていると感じることもあるかと思っております。しかしながら、言ったほうの子どもはそんなつもりでは言っていないということもあるかと思っております。

従って、そのいじめというのは、積極的にいじめようと考えた行動だけがいじめかということ、被害を被っている側からすれば決してそんなことはなくて、どういうつもりだろうが自分はずらい立場にいると、そういうことがあるかと思っております。

そのあたりをどのように見て対処していくのか、そこがすごく一つのポイントになると思

うのですが、新宿ないしは東京都では研究がなされているのでしょうか。

教育指導課長 まさに委員御指摘の点がなかなか今、子どもたちのコミュニケーションがうまくいかない最大の点だと思っております。

今、国も東京都も、そして新宿区でも実は同じスタンスをとっておりますけれども、仮にいわゆる加害者のほうがいじめの気持ちがないとしても、受けたほうがいじめられたと、苦しんでいるという、その実態があったとき、まさにそれをもって、それをどう表現するかは抜きにして、いじめという認識をまず大人が持ちましょうという、そのような認識に立っております。

ですので、教員としてSOSがきたときに、それでとにかく動きましょと、それがまず第一義であります。ですから、仮にいじめていないと言ったとしても、だから動けないではなく、いじめられているという、苦しんでいるというお子さんがいる限りにおいて動く、そのような認識で今指導に当たっているところでございます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、報告4について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

羽原委員 これは僕がお願いして資料をつくってもらった一つではありますが、ここでお願いした趣旨は、つまり小規模学級が実態としてどのくらいあるか。これは計算すれば当然クラスの平均人数はわかるけれども、小・中学校で10人レベルが何クラスくらいあるか。それから、要するに都市部の学校であるわけですから、小規模は確かに教育の目が行き届くということはあるけれども、その一方で、こういう小規模校だと1年から6年まで同じ顔ぶれで推移していくということにもなる、あるいはサッカーができるか、野球ができるか、吹奏楽ができるかというような小規模学校の反面の問題というのが出てくると思うんです。農山村の小規模校は、地域に融合したようなものがあるけれども、都市部はやはり都会で生きていく子どもという観点からすると、小規模校がいいという意味はわかりますけれども、それだけなのかなと、若干疑問も感じているわけです。

それで、その数値が新宿区の場合は、何人規模の学校がどのくらいあるのかということ伺いたかったわけです。

学校運営課長 確かにこの資料で言いますと、各学校の規模というものは児童数の合計欄にあらわれてくるものでございますが、全体で何人規模の学校がという、その分類分けをここではしておりませんので、なかなかその割合であるとか、そういったことがわかりづらく

なっているかと思います。今後、資料を作成する際に、そういったことが附則でつけられるようなもので対応を考えていきたいと思っております。

ちなみに、小学校でこれまで適正配置などのお話では、150人を下回るというところを小規模校というような言い方をしていたわけですが、例えば小学校ですと2番の江戸川が80名、それから8番の富久、こちらが89名、それから15番の天神、こちらで92名というところ、この3校が100名を下回っている学校というところではあります。

それから、150という数字で申し上げれば、6番の鶴巻小学校が143人、それから戸塚第三小学校が133人、それと24番、落合第五小学校が104人、この辺が150人を下回る学校というところで位置づけられるというところではあります。

羽原委員 僕が申し上げたいのは、学校の規模を言っているのではなくて、1学級が11人のような状態、これが15人から20人が何クラスぐらいあるかなど、そのようなクラスの単位で、何人ぐらいのクラスがどのぐらいのシェアであるか。小学校の場合、教育内容的に1年生と6年生と一緒にして吹奏楽をやりましょうというわけにはいかないでしょう。だから、1学級、何年生の学級が何人ぐらいがどれぐらいかという、その意味で申し上げました。

学校運営課長 大変失礼いたしました。私どもでこちらの内容を改めて今、羽原委員から御指摘があったような何人規模のクラスがどのぐらいの割合、例えば1学年の中にあるのかとか、2学年においてはどうなのか、こういったものを計算してみまして、また後日、御報告をさせていただこうと考えているところでございます。

羽原委員 僕は、なぜこのことにこだわるかということ、統合問題のときに小規模学級がいい、小規模校が目配りがよくなる、それは僕もわかる。

ただ、それだけではないという問題もあるわけですが、なかなか小規模校ではないほうがいいとは決して言いにくい側面もあるもので、数字的にこうですと客観的な数字で説明すれば、40人学級を減らせという意見に対して、いや実態はこうなんですということが一つ言えるということと、それから小規模校の先ほど言ったようなデメリット部分、このことも数字があれば実態の説明ができると思うんです。

そのことで僕はちょっと申し上げたわけで、クラス数で割ればわかるんですが、せっかくつくってくださったから、もう一息突っ込んだ数字、統計が欲しいということです。

学校運営課長 そうしましたら、またそういった視点で資料をつくりましてお配りをしたいと考えます。

白井委員長 よろしく願いいたします。

報告4について、ほかにありますでしょうか、よろしいでしょうか。

では、ほかに御質問なければ、報告5について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

羽原委員 この前も触れた、戸山幼稚園、議会の発言の中で言うと、戸山幼稚園は廃園になったというような発言があったように聞いているんですが、廃園ではないですね。

学校運営課長 戸山幼稚園の対応につきましては、戸山幼稚園は4歳と5歳をお預かりする幼稚園ということで2年保育を行っておりますが、今回はその4歳児の募集におきまして、学級編制基準12名を下回ったということから、4歳児については休学級の扱いにしたものでございまして、昨年4歳児にいたお子様が今年度5歳児に進級しておりますので、5歳児クラスにつきましては、そちらにございますように16名在籍ということで運営しているところでございます。

2年続けて4歳児の募集において学級編制ができなかった場合に、その幼稚園に関しましては休園という扱いをこれまでとってきたところでございます。

羽原委員 それから、一般的なことで伺いたいのですが、幼稚園の問題はやはり親たちの仕事が夜にわたるけれども、子どもたちは早い。だから預け切れない、保育園のほうがいい、子ども園がいいという、そういうことになるわけですが、この斜線の3歳児の部分ですね、なぜ3歳児はだめで2年保育の幼稚園が多いのか。むしろ低年齢化させないと少子化の時代にはそぐわない教育実態ではないかという疑問は一般的にあると思うのですが、そのあたりを教えてください。

学校運営課長 まず、幼稚園が3年保育と2年保育の園に分かれているという状況につきましては、もともと新宿区においては、すべての園は2年保育でスタートしたものでございます。

その中で3歳児保育の需要であるとか、あるいは施設のハード面において部屋の確保が可能であるのかどうか、こういったところを加味して現在の13園における3歳児保育を実施してきたという状況がございます。

先ほど、委員から、幼稚園においてなかなか4歳、5歳では入園が集まってこない、その中では保護者の保育に関する需要、こういったことに幼稚園が対応し切れていないのではないかという御指摘などもいただいたわけですが、私どもといたしましては、幼稚園における、ある意味預かり保育、こういったものに関しましては、これまでの対応として、新宿区においては制度化した預かり保育、要するに毎日預けたいという需要に関しましては、子ども園化の中で対応していこうという考え方を一つ持っておりますので、今年度に関しま

しては、そういった多様なスタイルの子ども園の検討をぜひ今後進めていきたいという考えでございます。

羽原委員 その子ども園化の問題は、言葉なり表現としてはそのとおりであると僕も思いますが、その子ども園の設立が非常に遅々としている。

それで、それまでの間、これは預かってほしい。だから、本来なら施設とか予算とかいろいろ問題があろうけれども、区民のニーズとしては、その時期に預かってほしいという気持ちが強くて、子ども園化を進めているからもう少し待つという論理では、なかなかうまくいかないと思うんです。これは1部門の問題ではなくて、区全体の問題だと思いますけれども、答弁として子ども園化を進めておりますということと実態とのギャップ、ここはもう少し真剣に考えてほしいと僕は思っています。

学校運営課長 区立の幼稚園における預かり保育の対応につきましては、先ほど御答弁させていただいた状況で今考えているところでございますが、一方で、今年度、私立幼稚園に対しまして預かり保育の補助、これを出すことによって、私立保育園も区内の大変貴重な社会資源でございますので、区立、私立、両面でその対応をとっていきたいという考えでございます。

それと、区立幼稚園におきましても、ではすぐに何かできることはないのか、当然その視点で課題への対応を考えてなければならぬと思っています。今、制度化した預かりにつきましては、先ほどの子ども園化の検討を早急に進めて、早い段階でそういった対応がとれるように考えていきたいと思っておりますが、一方で今、各区立幼稚園でキッズデーというような形で、月に1回、2回という状況ではございますが、今現在実施している内容につきましても、さらに回数を増やすことができないのか、これを今年度考えていきたいというものを持ち合わせているところでございます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

報告5について、ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

特になければ、次に報告6について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

松尾委員 最後の5番目の統計ですが、区立小・中学校で1カ月間に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合は、これを見ますと非常に深刻な、物すごく深刻な感じがいたしますけれども、調査方法はどのように調査なされたのでしょうか。

教育指導課長 本当に私どもも深刻に思っております。この調査でございますけれども、東京都が行っている調査のデータをそのまま活用してございます。



ここで書いてございますけれども、いわゆる調査時期が一定しておりませんけれども、昨年のこの調査の結果を出すに当たりましては、10月の頭に依頼がきまして、最終的な締め切りが11月でございました。11月6日までということで、11月6日までの1カ月間にどのくらい本を読んだかという調査でございまして、読んだことがないというゼロの数字をこの中の不読率というところで挙げてあるということでございます。

松尾委員 そうしますと、年間通じて見ればもう少しは読んでいるかもしれないという、そういう理解でしょうか。

教育指導課長 年間を通して、もし本当にゼロであったとすると、本当に大変なことだと思っております。

実は、昨年度に比べまして、小学校が急激に不読率が上がってございます。1年前が、締め切りが実は12月22日でございました。ということは11月末から12月の終わりまでということで、何でこんなに上がったんだろうと私どもなりに分析したところでございますけれども、ちょうど10月から11月前半といたしますと、委員の皆さん御承知のように、学校では秋の運動会のシーズンであり、また、学芸発表会、あるいは音楽合唱コンクール等々そういう行事を多く組んでございます。

もう少し後ろにいくとそのような行事も終わって、秋から冬の読書の時期ということで、実際に小学校で極めて高く上がった学年が、実は意外に1年生と2年生でございまして、ちょうどこの小学校1年生と2年生の11月末の国語の単元で、例えば1年生で「本と友達になろう」、あるいは2年生で「お話大好き」という、まさに読書にかかわるような単元がちょうど11月末に来ることになっておりまして、そういった点では、前年度であれば12月末までの調査ですとちょうど当たったのです。

では家に帰って読んでみよう、あるいは図書室に行って本を読みましょうという、恐らくそんな働きかけがあったと思いますが、実際に1カ月前になってしまいますとこういうデータとなったということでございます。

とは言え、どのような時期であったとしても、やはり一月に全く本を読まないというお子さんがいるということは、私どもはとても深刻なことだと思っております。それについては、実は昨年、全教員向けに新宿区における学校図書館教育の推進ということで、いかに学校図書館教育を推進していくかと、本を読まず習慣をつけるかという、そんなリーフをつくって配ったところでございまして、やはり深刻な問題として受けとめ、これからはしっかりと指導してまいりたいと思っております。

羽原委員 2番目の24年1月の目標値が歴年からすると減ってきている。これは子どもの数が減るとかということかと思いますが、目標なので、努力という意味合いからすると、余り減らしてほしくないという気がします。

熊谷委員 その1番の小学生以下の右の2つの欄で、延べ利用者数の現在値が9万9,920人。これが目標値では10万2,000人で2,000人もアップしている。それなのに、今、羽原委員の指摘された貸し出し冊数の増加というところが2,000人増えているのに、1万冊減っているという、これがよく理解できないんです。これはどういうことですか。

延べ人数の増加に見合って、通常だったら貸し出し冊数も掛ける4ぐらい通常は増えていると思いますが、ここでは逆に1万冊も減っている。37万6,000冊から36万になっているし、上は9万9,000から10万2,000になっています。

中央図書館長 これは、計画をつくったときの実績に基づいて、1番と2番の目標値を定めております。具体的には1番の延べ利用人数の増加、これはもともと計画策定時の基準値というところで、19年3月末の数値がございますけれども、このときは計画をつくるということで、17年度と18年度の数値の実績をもとにつくっております。

このときに、延べ利用人数の増加が、小学生は17年度か18年度の対比で、22.8%増でしたけれども、逆に言えば中学生は11.4%増ということで、中学生も含めて20%台まで持っているのはなかなか難しいだろうということで、目標値については18%というところで想定しました。

2番目の貸し出し冊数ですけれども、ここはやはり17年度から18年度の計画策定時、このときに小学生以下では2.6%増、冊数がふえています。中学生は3.0%増ということで、両方の目的で目標値を定めるときに4%増という数字をとったと、あくまでも実績に基づいて、ここでは数値をとったということでございます。

白井委員長 いわゆる基準値、平成19年の部分の基準値、計画時基準値でパーセンテージを当てはめたらこの数でしたということですか。

中央図書館長 そのとおりです。

白井委員長 平成22年度は、かなり目標を上回ったのでこういう数字が出て、ちょっとアンバランスな表になったということですね。

熊谷委員 そうすると、この数値をもとに羽原委員の御質問を議論するというのはナンセンスかなと思って、今、私が言ったんです。これは本当に現在値を見越して、きちんともう一度予測を立てているのであれば、それに応じて減ったとか増えるとかという話になりますが、

目標値は19年次で、少し目標値の算定が甘かったというか、あるいはもっと正確に言うとりあえず22年には一遍増えて、何かの影響で24年に減る、そのくらいまで含めて図書の電子化とか、そういうメディアの媒体が増えるので、減ってくるというようなことであればわかりますが、いかがでしょうか。

中央図書館長 これは計画策定をしたときに、これは20年度から23年度までの計画でございますので、その各年度ごとに当然数値は出てまいります。

特に22年の1月末の状況ですと、最終年次の目標値をしのぐ数字になっているということでございます。ただ、これは子ども読書活動推進会議のところでも議論していますけれども、一つ一つが単年度の取り組みとして、目標値を上回るから直ぐに目標値を変えるということではなくて、すべての5項目全体としてとらえる必要があるだろうということで、いくつかの項目はクリアしても継続的な取り組みを今後も続けるべきではないかと、このような御意見をいただいたところでございます。

特に、1番目や、2番目のところの数値が、私ども予想していたところよりも、かなり増えております。これは、特にこの間の第二次新宿区子ども読書活動推進計画に基づいて行っている各種事業が定着をし出して、子ども読書活動の環境整備につながっているのではと思っております。

特に、学校との連携事業について申し上げますと、団体利用ということで、学習活動を目的とした授業時間中に学年単位、あるいはクラス単位で来館する団体を受け入れるということで、ここでは幼稚園、保育園、小学校、中学校、養護学校、ここでの団体貸し出しや読み聞かせ、これは20年度実績ですけれども、延べ79団体、利用人数1,536名の方々に利用していただいています。

それから、私どもが逆に学校施設に出向いて読み聞かせ、あるいはブックトークの授業を行う、これも20年度の実績ですけれども、31施設で877人の利用がなされました。それから、また職場体験学習、これは児童・生徒を対象に、図書館のさまざまな仕事を1日ないしは3日間で体験できるプログラムを20年度15学校59人が利用したということで、図書館がこういったところで身近になって、友達を連れての利用が多くなっている。特に、子ども図書館を中心に、カウンターにいらっしゃる小・中学生の方たちが目に見えて多くなっている、こういったところで目標値をかなり上回ったところが出てきたということでございます。

熊谷委員 そうするとこの表の見方は、例えば1の区立図書館の延べ利用人数の増加というのは、小学生以下のところで見えた場合、平成22年1月の現在値は9万9,920人です。これは

24年度の目標値に至っていないということでしょうか。

中央図書館長 はい。

熊谷委員 下の貸し出し数については、もう24年の1月の目標値を現在で上回っている。

中央図書館長 上回っています。

熊谷委員 ということは、もういいということですか。何か意味がよくわからない。私がお聞きしたかったのは、羽原委員の意見を議論するには、どういう形で将来を考えていて、それに対して現在がどうなっているかという話をしないと意味がないということをお伺いしたかったのです。

中央図書館長 今、まさに、委員から御指摘ありましたけれども、1番のところは当初の基準値から置いた24年の1月末の目標値まで至っていませんので、当然引き続き基準値から見た18%増の数字に向けて継続的な取り組みを行っているというところでございます。

2番目のところは、年間の貸し出し数については、22年1月末、1年間の取り組みとしては目標値を超えました。ただ、当然これは継続した取り組みが必要ですから、次の年度も、より高い率で私どもは目指していきますけれども、単年度ごとに一々目標を変えるということではなくて、その目標値を超したものについても、これはすべての項目がまだクリアされているわけではないので、そういったトータル的にきちんと継続した取り組みをしていく必要があるのではないか、こういったところを推進会議でも御意見をいただいて、私どもも5つの項目、特に5番目の項目については今回、前年度に比べても下回っていますので、こういったところについて継続的な取り組みを行っていくと、このように考えているところでございます。

松尾委員 ということは、目標値を変更するということは、特に考えていないということですね。

白井委員長 もう一步言えば、羽原委員の意見で言えば、目標値自体は変えないけれども、4年間で見るとそれは変えないけれども、現在も達成しているところはあります。でも、それについてはより一層、これ以上になるように努めますというような回答であれば良いと思います。

羽原委員 熊谷先生と同じ趣旨になりますが、何か普通だと去年こうだったから、こういう要素でこう伸びたから、新しい年にはこういう努力で、こうやって、さらにこうしようというのが目標ではないかなと思います。

だけど、3年なり4年なりの年次計画を達成すれば、まあいいや、達成し過ぎたから最後

はちょっと減らしておこうみたいな、そういう数字にもなりかねないような統計のあり方は、ちょっとおかしい。3年、4年コンスタントに読書率を少しずつでも上げていこうと、この趣旨はいい。だけど、その趣旨が理解されないような統計を一般に示すと、何かおかしいのではないか。一般の社会で言えば、少しずつ毎年努力をして翌年の目標を立てているのに、三、四年前の数字で努力しているのではないかとと言っても、説得力も乏しいのではないかと感じます。

中央図書館長 私どもは、この計画、そもそも年度ごとにいかにこの数値に向けて努力しているのかと、そういうようなところをあわせて見ていただきたいということで、これは該当年次だけではなくて、21年度、前回の数値も出し、それから今回の数値、あるいは来年度はまた今回の数値も出すということで、継続した取り組みがどうなっているのかということと、さらにこれを高めるために、例えば団体貸し出しについては、今年度から私立の保育園とか幼稚園に対しても、私ども職員が説明しに行つて団体貸し出し、あるいは利用案内、こういったところを年度末に行つています。

こういったところも含めて、毎年高まるような努力はしていきたいと考えております。

白井委員長 問題にしているのは、現在も目標を達成できているから、そうしたら次の目標が普通はアップする目標値を立てるはずではないかと。

だから、ただ目標値は変えないからこうだよという説明ももうわかった上で、あといただきたい回答は、現在よりも来年度アップするようにしますという回答を多分いただければ、御納得する話です。

次長 この目標値は実績を評価するのに、当初立てた計画値と比較してどの程度の達成度なんだらうということを見るために、右側に当初の計画値を上げているということでございますので、それを達成したからいいということではなくて、当然、その実績をもとにさらに伸ばしたいという、そういう基本的な考え方は委員の皆様がおっしゃっているとおりでございます。

白井委員長 中央図書館長、2番の来年の報告のときにはここがアップしているような形で御報告をいただければ、多分その答弁どおりの形になると思いますが、いかがでしょうか。

中央図書館長 そのように努力してまいりたいと思っております。

白井委員長 では、よろしく願いいたします。

羽原委員 いや、誤解を招くから、一言嫌みを言いたくなっただけです。一般の感覚だとこれでは説得力ないだらう、これを一般に見せて納得しなさいと言っても、一般の人は納得し

ないのではないかと聞いて聞いたのです。

白井委員長 それでは、報告6のほうはよろしいでしょうか。

報告7 その他

白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、本日の日程で報告7、その他となっておりますが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

教育政策課長 特にございません。

白井委員長 では、報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

白井委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 3時36分閉会